【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年８月15日
【発行者名】	インベスコ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号 六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	森下 泰幸
【電話番号】	（03）6447－3086
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	インベスコ 欧州エクイティファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年２月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項について、本日付の半期報告書の提出に伴い関係情報を更新するため、また記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

下線部分は訂正個所を示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

(1)ファンドの目的及び基本的性格

⑥ファンドの運用プロセス

＜訂正前＞

（前略）

◆ファンドの運用プロセス等は、<u>平成24年12月末</u>現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

◆ファンドの運用プロセス等は、<u>平成25年６月末</u>現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（後略）

(3)ファンドの仕組み

②委託会社等の概況

＜訂正前＞

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（平成24年12月28日現在）
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成２(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成８(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併
大株主の状況	（平成24年12月28日現在） 名称：インベスコ・ファー・イースト・リミテッド 住所：英国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地EC2A 1AG 所有株式数：40,000株 所有比率：100%

＜訂正後＞

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（平成25年６月28日現在）
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成２(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成８(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併
大株主の状況	（平成25年６月28日現在） 名称：インベスコ・ファー・イースト・リミテッド 住所：英国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地EC2A 1AG 所有株式数：40,000株 所有比率：100%

２ 投資方針

(3)運用体制

②ファンドの管理体制

ファンドの管理体制については、該当事項が以下の内容に更新されます。

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（５名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・プロダクト・マネジメント本部（５～10名程度）は、投資顧問会社およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（５名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ＊「３ 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、平成25年６月28日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

3 投資リスク

(2)投資リスクに対する管理体制

投資リスクに対する管理体制については、該当事項が以下の内容に更新されます。

①リスク管理体制の概要

リスク管理体制の概要

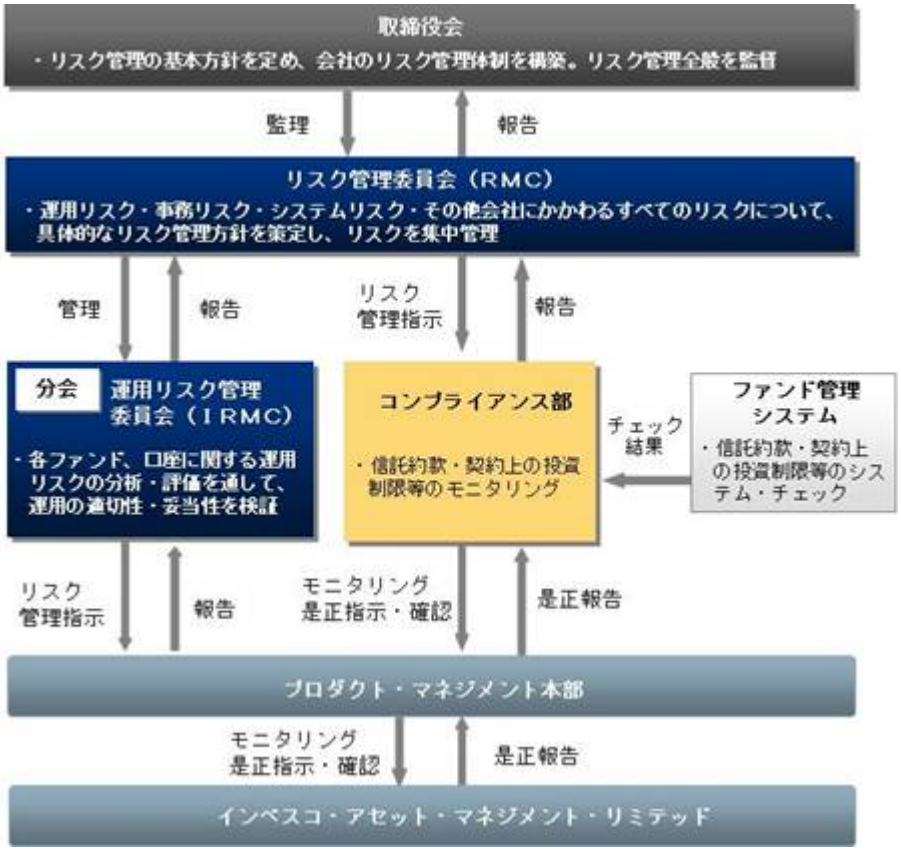

リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

②関係部署の役割

コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。

③インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドのリスク管理体制

トレーディング・システム	投資ガイドラインや投資制限違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合にはファンド・マネジャーに警告を発します。
インベストメント・オーバーサイトチーム	ポートフォリオ分析・モニタリングを行い、投資目的、ガイドライン、投資制限などの遵守状況を確認します。違反が認められた場合は、速やかにCIOおよびファンド・マネジャーに通知します。
CIOチャレンジ・プロセス	CIO、インベストメント・オーバーサイトチームヘッド、ファンド・マネジャーが出席し、主に以下の項目について議論します。 ・過去のパフォーマンスおよびリスク分析 ・過去の投資判断に関する定量・定性分析 ・現在のポートフォリオに関する定量・定性分析

◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4 手数料等及び税金

(5)課税上の取扱い

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

＜訂正前＞

（前略）

損益通算について	・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

＜訂正後＞

（前略）

損益通算について	・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

◇少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

平成26年１月１日より、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」がご利用になれます。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が最長５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、日本国内居住の満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

＜訂正前＞

（前略）

◆上記は、平成25年１月１日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜訂正後＞

（前略）

◆上記は、平成25年６月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

次へ

5 運用状況

運用状況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

(1)投資状況(平成25年６月28日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	イギリス	145,741,939	31.07
	スペイン	57,077,696	12.16
	スイス	56,051,087	11.95
	フランス	43,548,671	9.28
	オランダ	39,376,727	8.39
	イタリア	24,158,094	5.15
	ドイツ	23,638,465	5.03
	スウェーデン	21,128,060	4.50
	アイルランド	14,984,778	3.19
	フィンランド	11,783,161	2.51
	ベルギー	10,387,624	2.21
	ルクセンブルグ	7,268,916	1.54
	ポルトガル	7,143,990	1.52
	ノルウェー	6,487,130	1.38
	小 計	468,776,338	99.94
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		269,329	0.05
合 計(純資産総額)		469,045,667	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)投資資産(平成25年６月28日現在)

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株式数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,881	5,827.16	16,788,066	6,950.26	20,023,704	4.26
2	スイス	株式	ROCHE HOLDING-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	788	18,229.18	14,364,599	24,578.79	19,368,091	4.12
3	イギリス	株式	BT GROUP	電気通信サービス	28,690	336.67	9,659,119	464.42	13,324,410	2.84
4	オランダ	株式	ING GROEP	各種金融	14,268	828.38	11,819,446	898.42	12,818,723	2.73
5	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO	食品・飲料・タバコ	2,402	4,820.12	11,577,930	5,168.81	12,415,498	2.64
6	スイス	株式	UBS-REG	各種金融	7,020	1,433.85	10,065,627	1,686.20	11,837,177	2.52
7	オランダ	株式	RANDSTAD HOLDING	商業・専門サービス	2,638	3,389.37	8,941,162	4,149.59	10,946,621	2.33
8	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS	資本財	6,227	1,340.67	8,348,389	1,722.43	10,725,621	2.28
9	ベルギー	株式	AGEAS	保険	2,941	2,474.20	7,276,629	3,532.00	10,387,624	2.21

10	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	1,834	5,044.80	9,252,167	5,468.30	10,028,878	2.13
11	オランダ	株式	REED ELSEVIER	メディア	6,062	1,340.56	8,126,522	1,635.54	9,914,669	2.11
12	イタリア	株式	ATLANTIA	運輸	6,006	1,613.05	9,687,987	1,602.76	9,626,231	2.05
13	ドイツ	株式	DEUTSCHE BOERSE	各種金融	1,493	5,321.14	7,944,465	6,393.21	9,545,063	2.03
14	イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP	食品・飲料・タバコ	2,685	3,608.70	9,689,367	3,468.92	9,314,060	1.98
15	フランス	株式	AXA	保険	4,742	1,757.00	8,331,718	1,948.51	9,239,857	1.96
16	スペイン	株式	BANKINTER	銀行	24,749	268.06	6,634,279	363.09	8,986,293	1.91
17	スペイン	株式	OBRASCON HUARTE LAIN	資本財	2,650	2,438.21	6,461,267	3,375.19	8,944,274	1.90
18	スペイン	株式	REPSOL	エネルギー	4,236	1,956.22	8,286,575	2,107.89	8,929,030	1.90
19	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,480	1,979.45	6,888,489	2,477.69	8,622,380	1.83
20	アイルランド	株式	C&C GROUP	食品・飲料・タバコ	16,088	486.74	7,830,822	530.82	8,539,975	1.82
21	スペイン	株式	INDRA SISTEMAS	ソフトウェア・サービス	6,431	1,247.44	8,022,316	1,305.86	8,398,016	1.79
22	スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	銀行	9,975	785.31	7,833,550	840.20	8,381,000	1.78
23	スペイン	株式	RED ELECTRICA	公益事業	1,518	5,214.72	7,915,948	5,400.83	8,198,460	1.74
24	フランス	株式	CAP GEMINI	ソフトウェア・サービス	1,650	4,193.93	6,919,990	4,949.68	8,166,988	1.74
25	スウェーデン	株式	NORDEA BANK	銀行	7,160	1,190.83	8,526,363	1,106.00	7,918,981	1.68
26	イタリア	株式	FONDIARIA-SAI	保険	41,928	110.53	4,634,545	185.59	7,781,724	1.65
27	イギリス	株式	CAPITA GROUP	商業・専門サービス	4,988	1,173.84	5,855,128	1,471.43	7,339,527	1.56
28	ルクセンブルグ	株式	RTL GROUP	メディア	898	7,734.59	6,945,662	8,094.56	7,268,916	1.54
29	ポルトガル	株式	GALP ENERGIA-B	エネルギー	4,804	1,510.22	7,255,132	1,487.09	7,143,990	1.52
30	イタリア	株式	RECORDATI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,241	817.77	5,103,763	1,081.57	6,750,139	1.43

種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率(%)
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.47
	資本財	9.68
	保険	9.22
	銀行	8.60
	各種金融	8.31
	食品・飲料・タバコ	7.83
	電気通信サービス	7.10
	商業・専門サービス	7.01
	エネルギー	4.93
	メディア	4.73
	ソフトウェア・サービス	4.49
	公益事業	2.98
	食品・生活必需品小売り	2.36
	運輸	2.20
	消費者サービス	1.50
	素材	1.43
	耐久消費財・アパレル	1.42
	自動車・自動車部品	1.09
	家庭用品・パーソナル用品	1.09
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.41
合 計		99.94

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第６期計算期間(平成15年11月19日現在)	462	462	0.5360	0.5360
第７期計算期間(平成16年11月19日現在)	508	508	0.6306	0.6306
第８期計算期間(平成17年11月21日現在)	580	580	0.8092	0.8092
第９期計算期間(平成18年11月20日現在)	749	749	1.0496	1.0496
第10期計算期間(平成19年11月19日現在)	784	857	1.0494	1.1464
第11期計算期間(平成20年11月19日現在)	449	449	0.5149	0.5149
第12期計算期間(平成21年11月19日現在)	575	575	0.6346	0.6346
第13期計算期間(平成22年11月19日現在)	505	505	0.5874	0.5874
第14期計算期間(平成23年11月21日現在)	355	355	0.4793	0.4793
第15期計算期間(平成24年11月19日現在)	377	377	0.5535	0.5535
平成24年６月末日	334	－	0.4853	－
平成24年７月末日	347	－	0.5053	－
平成24年８月末日	484	－	0.5224	－
平成24年９月末日	369	－	0.5490	－
平成24年10月末日	378	－	0.5725	－
平成24年11月末日	407	－	0.5987	－
平成24年12月末日	443	－	0.6691	－
平成25年１月末日	490	－	0.7372	－
平成25年２月末日	474	－	0.7278	－
平成25年３月末日	448	－	0.7395	－
平成25年４月末日	483	－	0.8159	－
平成25年５月末日	509	－	0.8711	－
平成25年６月末日	469	－	0.8162	－

②分配の推移

	１口当たりの分配金(円)
第６期計算期間	0.0000
第７期計算期間	0.0000
第８期計算期間	0.0000
第９期計算期間	0.0000
第10期計算期間	0.1000
第11期計算期間	0.0000
第12期計算期間	0.0000
第13期計算期間	0.0000
第14期計算期間	0.0000
第15期計算期間	0.0000

③収益率の推移

	収益率(%)
第６期計算期間	3.70
第７期計算期間	17.65
第８期計算期間	28.32
第９期計算期間	29.71
第10期計算期間	9.22
第11期計算期間	△50.93
第12期計算期間	23.25
第13期計算期間	△7.44
第14期計算期間	△18.40
第15期計算期間	15.48
第16期中間計算期間 (自　平成24年11月20日　至　平成25年５月19日)	58.72

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第６期計算期間	25,583,630	180,343,600
第７期計算期間	69,313,240	124,697,559
第８期計算期間	99,048,044	188,572,167
第９期計算期間	202,388,811	206,017,777
第10期計算期間	359,731,670	325,787,595
第11期計算期間	246,706,575	121,387,922
第12期計算期間	123,739,005	89,254,824
第13期計算期間	59,899,288	107,908,052
第14期計算期間	28,613,519	145,618,779
第15期計算期間	287,938,797	348,940,786
第16期中間計算期間 (自　平成24年11月20日　至　平成25年５月19日)	29,715,830	123,366,812

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

（2013 年6月 28 日現在）

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去 10 年）

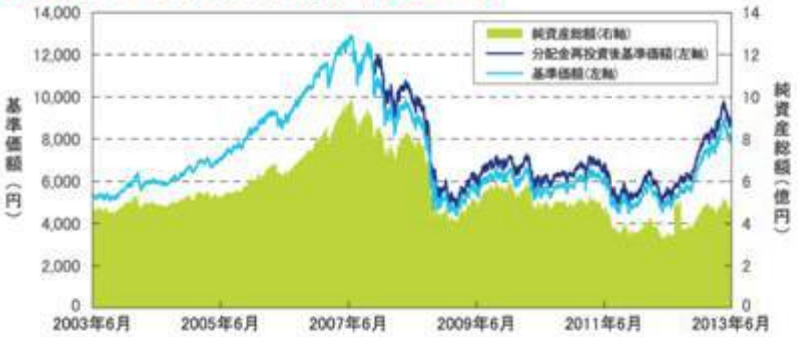

＊基準価額、分配金再投資後基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	8,162 円
純資産総額	469 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
１カ月	-6.3%
３カ月	10.4%
６カ月	22.0%
１年	68.2%
３年	54.6%
５年	-8.5%
設定来	-10.6%

＊期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2008 年 11 月	2009 年 11 月	2010 年 11 月	2011 年 11 月	2012 年 11 月	設定来累計
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	1,000 円

主要な資産の状況

■資産配分

	純資産比
株式	99.9%
キャッシュ等	0.1%

＊株式には、外国投資信託証券などが含まれています。

銘柄数	74

■組入上位５カ国

	国名	純資産比
1	イギリス	31.1%
2	スペイン	12.2%
3	スイス	12.0%
4	フランス	9.3%
5	オランダ	8.4%

■組入上位 10 銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	NOVARTIS-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.3%
2	ROCHE HOLDING-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.1%
3	BT GROUP	イギリス	電気通信サービス	2.8%
4	ING GROEP	オランダ	各種金融	2.7%
5	BRITISH AMERICAN TOBACCO	イギリス	食品・飲料・タバコ	2.6%
6	UBS-REG	スイス	各種金融	2.5%
7	RANDSTAD HOLDING	オランダ	商業・専門サービス	2.3%
8	ROLLS-ROYCE HOLDINGS	イギリス	資本財	2.3%
9	AGEAS	ベルギー	保険	2.2%
10	BNP PARIBAS	フランス	銀行	2.1%

＊国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。
＊業種は、MSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。ただし業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

年間収益率の推移

＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。
＊2013年は６月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

次へ

３ ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の３及び第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間(平成24年11月20日から平成25年５月19日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

前へ　次へ

中間財務諸表

インベスコ 欧州エクイティファンド

(1)中間貸借対照表

(単位：円)

	当中間計算期間 (平成25年５月19日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	12,479,160
金銭信託	9,796
コール・ローン	1,637,387
株式	506,525,816
投資証券	―
派生商品評価勘定	14,466
未収入金	―
未収配当金	2,368,188
未収利息	3
流動資産合計	523,034,816
資産合計	523,034,816
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,475
未払金	1,186,529
未払解約金	1,381,881
未払受託者報酬	241,068
未払委託者報酬	3,374,914
その他未払費用	241,012
流動負債合計	6,428,879
負債合計	6,428,879
純資産の部	
元本等	
元本	588,050,231
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△71,444,294
(分配準備積立金)	24,093,985
元本等合計	516,605,937
純資産合計	516,605,937
負債純資産合計	523,034,816

(2)中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	当中間計算期間 自 平成24年11月20日 至 平成25年５月19日
営業収益	
受取配当金	9,859,721
受取利息	310
有価証券売買等損益	117,255,612
為替差損益	86,437,174
営業収益合計	213,552,817
営業費用	
支払利息	807
受託者報酬	241,068
委託者報酬	3,374,914
その他費用	1,436,035
営業費用合計	5,052,824
営業利益又は営業損失(△)	208,499,993
経常利益又は経常損失(△)	208,499,993
中間純利益又は中間純損失(△)	208,499,993
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	21,074,814
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△304,363,673
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,672,832
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,672,832
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,178,632
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,178,632
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△71,444,294

前へ　次へ

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価格)、又は第一種金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの中間計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

当中間計算期間 (平成25年５月19日現在)	
1.期首元本額	681,701,213円
期中追加設定元本額	29,715,830円
期中解約元本額	123,366,812円
2.中間計算期間末日における受益権の総数	588,050,231口
3.元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は71,444,294円であります。	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 自 平成24年11月20日 至 平成25年５月19日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 642,837円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	当中間計算期間 （平成25年５月19日現在）
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

当中間計算期間(平成25年５月19日現在)

種　類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　建				
イギリスポンド	1,182,217	－	1,186,453	4,236
売　建				
ユーロ	6,047,774	－	6,041,019	6,755
合　計	7,229,991	－	7,227,472	10,991

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)当中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(１口当たり情報に関する注記)

当中間計算期間 (平成25年５月19日現在)
１口当たり純資産額 0.8785円 (１万口当たり純資産額 8,785円)

前へ　次へ

2 ファンドの現況

ファンドの現況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

純資産額計算書(平成25年６月28日現在)

Ⅰ 資産総額	469,943,905 円
Ⅱ 負債総額	898,238 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	469,045,667 円
Ⅳ 発行済数量	574,697,295 口
Ⅴ １単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8162 円

前へ　次へ

第三部 委託会社等の情報

第１ 委託会社等の概況

１ 委託会社等の概況

委託会社等の概況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

(1)資本金の額

平成25年６月28日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近５カ年における主な資本金の額の増減	・平成22年６月15日付で、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。 ・平成23年７月６日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。

(2)委託会社等の機構

①組織図

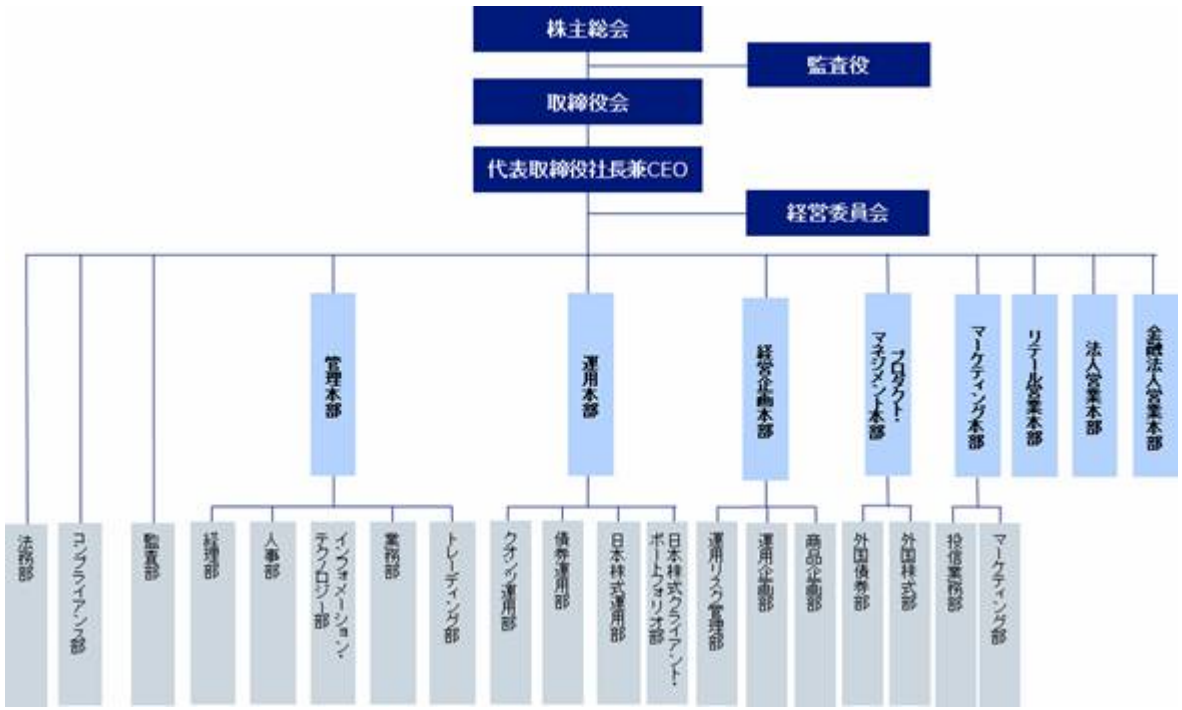

◆上記組織図における組織名称などは、平成25年６月末現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2 事業の内容及び営業の概況

事業の内容及び営業の概況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

<table>
<tr><td>事業の内容</td><td>「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。
また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。</td></tr>
<tr><td>運用する投資信託財産の合計純資産総額</td><td>（平成25年６月28日現在）
<table>
<tr><th>基本的性格</th><th>ファンド数</th><th>純資産総額(単位：百万円)</th></tr>
<tr><td>株式投資信託</td><td>62</td><td>432,520</td></tr>
<tr><td>公社債投資信託</td><td>1</td><td>2,197</td></tr>
<tr><td>合 計</td><td>63</td><td>434,717</td></tr>
</table>
＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。</td></tr>
</table>

前へ　次へ

３ 委託会社等の経理状況

委託会社等の経理状況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（自 平成24年４月１日 至平成25年３月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1．財務諸表

(1)貸借対照表

（単位：千円）

科目	前事業年度（平成24年３月31日） 内訳	金額	当事業年度（平成25年３月31日） 内訳	金額
（資産の部）				
流動資産				
預金		1,541,296		1,650,823
前払費用		49,463		56,937
未収入金		206,492		233,768
未収委託者報酬		461,845		394,497
未収運用受託報酬		396,891		602,964
未収投資助言報酬		417		2,241
繰延税金資産		―		159,222
その他の流動資産		5,020		12,368
流動資産計		2,661,426		3,112,823
固定資産				
有形固定資産※1				
建物附属設備	227,003		195,606	
器具備品	102,444		90,366	
建設仮勘定	1,251	330,699	―	285,973
無形固定資産				
ソフトウェア	31,159		30,766	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	455,858		430,880	
顧客関連資産	2,443,612	2,934,602	2,309,716	2,775,334
投資その他の資産				
投資有価証券	470		531	
差入保証金	252,084		234,976	
繰延税金資産	―		37,977	
その他の投資	10,463		10,018	
貸倒引当金	△7,400	255,618	△8,600	274,903
固定資産計		3,520,921		3,336,211
資産合計		6,182,347		6,449,034

（単位：千円）

科目	前事業年度（平成24年３月31日） 内訳	前事業年度（平成24年３月31日） 金額	当事業年度（平成25年３月31日） 内訳	当事業年度（平成25年３月31日） 金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		142,830		41,790
未払金				
未払償還金	42,139		41,181	
未払手数料	194,317		130,522	
その他の未払金	127,783	364,240	282,034	453,739
未払費用		312,226		252,754
未払法人税等		17,012		37,790
未払消費税等		70,931		35,815
賞与引当金		118,468		127,527
その他の流動負債		15,494		14,573
流動負債計		1,041,204		963,991
固定負債				
退職給付引当金		483,734		553,089
役員退職慰労引当金		47,224		66,358
資産除去債務		64,067		64,291
固定負債計		595,026		683,738
負債合計		1,636,230		1,647,730
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△860,855		△605,728	
利益剰余金合計		△860,855		△605,728
株主資本合計		4,546,097		4,801,225
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		18		79
評価・換算差額等合計		18		79
純資産合計		4,546,116		4,801,304
負債・純資産合計		6,182,347		6,449,034

(2)損益計算書

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日) 内訳	金額	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日) 内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,376,754		1,997,441
運用受託報酬		1,734,123		1,922,146
投資助言報酬		3,983		9,828
その他営業収益		1,348,609		1,903,423
営業収益計		5,463,471		5,832,841
営業費用				
支払手数料		982,312		763,405
広告宣伝費		1,622		30,442
公告費		775		1,155
調査費				
調査費	253,140		240,341	
委託調査費	587,956		578,841	
図書費	3,225	844,322	2,830	822,012
委託計算費		183,222		183,073
営業雑経費				
通信費	25,593		22,180	
印刷費	37,802		35,813	
協会費	7,678		8,627	
その他営業雑経費	―	71,074	39	66,660
営業費用計		2,083,328		1,866,749
一般管理費				
給料				
役員報酬	350,719		297,445	
給料・手当	1,437,656		1,395,741	
賞与	486,657	2,275,033	439,624	2,132,811
交際費		9,085		10,860
寄付金		5,931		1,000
旅費交通費		81,834		68,629
租税公課		32,135		30,817
不動産賃借料		269,530		267,269
退職給付費用		159,871		180,537
役員退職慰労引当金繰入額		13,650		19,133
賞与引当金繰入額		118,468		127,527
減価償却費		205,326		228,001
福利厚生費		196,643		196,641
諸経費		608,863		610,141
一般管理費計		3,976,372		3,873,370
営業利益又は営業損失（△）		△596,230		92,720

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日) 内訳	金額	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日) 内訳	金額
営業外収益				
受取利息		163		122
保険配当金		3,811		2,926
時効成立分配金償還金		14,350		―
雑益		1,703		91
営業外収益計		20,029		3,139
営業外費用				
支払利息		10,684		―
為替換算差損		273		11,667
雑損		768		1,032
営業外費用計		11,726		12,700
経常利益又は経常損失（△）		△587,927		83,160
特別損失				
本社移転費用		258,890		―
貸倒引当金繰入額		7,400		1,200
その他		2,838		―
特別損失計		269,128		1,200
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△857,055		81,960
法人税、住民税及び事業税		3,800		24,032
法人税等調整額		―		△197,199
法人税等計		3,800		△173,167
当期純利益又は当期純損失（△）		△860,855		255,127

(3)株主資本等変動計算書

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日) 金額	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日) 金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,000,000	4,000,000
当期変動額		
新株の発行	1,000,000	－
当期変動額合計	1,000,000	－
当期末残高	4,000,000	4,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	980,511	1,406,953
当期変動額		
資本準備金の取崩	△573,558	－
新株の発行	1,000,000	－
当期変動額合計	426,442	－
当期末残高	1,406,953	1,406,953
その他資本剰余金		
当期首残高	117,810	－
当期変動額		
資本準備金の取崩	573,558	－
欠損填補	△691,369	－
当期変動額合計	△117,810	－
当期末残高	－	－
資本剰余金合計		
当期首残高	1,098,322	1,406,953
当期変動額		
欠損填補	△691,369	－
新株の発行	1,000,000	－
当期変動額合計	308,632	－
当期末残高	1,406,953	1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△691,369	△860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	－
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
当期変動額合計	△169,486	255,127
当期末残高	△860,855	△605,728
利益剰余金合計		
当期首残高	△691,369	△860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	－
当期純利益または当期純損失（△）	△860,855	255,127
当期変動額合計	△169,486	255,127
当期末残高	△860,855	△605,728

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日) 金額	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日) 金額
株主資本合計		
当期首残高	3,406,953	4,546,097
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	―
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
当期変動額合計	1,139,145	255,127
当期末残高	4,546,097	4,801,225
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	△159	60
当期末残高	18	79
評価・換算差額等合計		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	△159	60
当期末残高	18	79
純資産合計		
当期首残高	3,407,131	4,546,116
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	―
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	1,138,984	255,187
当期末残高	4,546,116	4,801,304

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　15～24年

器具備品　　4～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

また、平成24年3月31日以前に取得した有形固定資産についても、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これは、同一の使用環境下にある有形固定資産の減価償却の方法を統一することで、より適正な期間配分を図るために行うものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	67,154千円	112,884千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20,000	20,000	－	40,000

（変動事由の概要）
平成23年６月28日の取締役会決議による新株の発行　20,000株

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	－	－	40,000

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
1年内	207,226千円	207,226千円
1年超	708,025千円	500,798千円
合計	915,251千円	708,025千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項

（１）　金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成24年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,541,296	1,541,296	―
(2)未収入金	206,492	206,492	―
(3)未収委託者報酬	461,845	461,845	―
(4)未収運用受託報酬	396,891	396,891	―
(5)未収投資助言報酬	417	417	―
(6)投資有価証券			
その他有価証券	470	470	―
資産計	2,607,413	2,607,413	―
(1)未払償還金	(42,139)	(42,139)	―
(2)未払手数料	(194,317)	(194,317)	―
(3)その他の未払金	(127,783)	(127,783)	―
負債計	(364,240)	(364,240)	―

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（平成25年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,650,823	1,650,823	―
(2)未収入金	233,768	233,768	―
(3)未収委託者報酬	394,497	394,497	―
(4)未収運用受託報酬	602,964	602,964	―
(5)未収投資助言報酬	2,241	2,241	―
(6)投資有価証券			
その他有価証券	531	531	―
資産計	2,884,826	2,884,826	―
(1)未払償還金	(41,181)	(41,181)	―
(2)未払手数料	(130,522)	(130,522)	―
(3)その他の未払金	(282,034)	(282,034)	―
負債計	(453,739)	(453,739)	―

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超10年以内	10年超
(1)預金	1,541,296	―	―
(2)未収入金	206,492	―	―
(3)未収委託者報酬	461,845	―	―
(4)未収運用受託報酬	396,891	―	―
(5)未収投資助言報酬	417	―	―
合計	2,606,942	―	―

当事業年度（平成25年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超10年以内	10年超

(1)預金	1,650,823	―	―
(2)未収入金	233,768	―	―
(3)未収委託者報酬	394,497	―	―
(4)未収運用受託報酬	602,964	―	―
(5)未収投資助言報酬	2,241	―	―
合計	2,884,295	―	―

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成24年３月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	452	470	18
小計	452	470	18
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	452	470	18

当事業年度（平成25年３月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	452	531	79
小計	452	531	79
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	452	531	79

（退職給付関係）

1．　採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2．　退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
退職給付債務（千円）	483,734	553,089
退職給付引当金（千円）	483,734	553,089

3．　退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
勤務費用（千円）	159,871	180,537
退職給付費用（千円）	159,871	180,537

4．　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
賞与引当金	42,222	48,473
未払費用	28,757	14,558
未払退職金	802	13,324
株式報酬費用	28,182	6,122
その他	3,082	1,437
繰越欠損金	-	75,305
計	103,047	159,222
(2)固定資産		
退職給付引当金	172,403	197,121
役員退職給付引当金	16,830	23,650
資産調整勘定	106,828	75,954
資産除去債務	22,833	22,913
その他	5,550	4,975
繰越欠損金	1,114,161	1,065,791
繰延税金負債（固定）との相殺	△20,995	△16,663
計	1,417,611	1,373,743
繰延税金資産小計	1,520,659	1,532,965
評価性引当額	△1,520,659	△1,335,765
繰延税金資産合計	-	197,199
繰延税金負債		
(1)固定負債		
資産除去債務	△20,995	△16,663
繰延税金資産（固定）との相殺	20,995	16,663
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	-	197,199

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成24年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度（平成25年３月31日）

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	81.6%
住民税均等割等	4.6%
のれん償却額	11.5%
評価性引当額の増減額	△336.2%
その他	△10.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△211.2%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
期首残高	50,754千円	64,067千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	63,974千円	-
見積額変更による減少額（注１）	△7,230千円	-
その他	24,821千円	-
有形固定資産の除去に伴う取崩額	△68,876千円	-
時の経過による調整額	622千円	223千円
期末残高	64,067千円	64,291千円

（注１）前事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,230,735	1,360,768	469,356	25,855	3,086,716

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,102,416

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,539,735	1,896,165	375,834	23,663	3,835,399

(注 1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注 2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,600,703

（２）委託者報酬
委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬
運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬
投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco UK Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	147,231千英ポンド	投資顧問業	なし	共通一般管理費の管理 資金の援助	支払利息	5,205	その他の未払金	—
							借入金の返済	1,000,000	短期借入金	
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	株主割当増資	2,000,000	—	—
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	750千米ドル	不動産投資・管理業務	なし	サービスフィーの受取と支払、一般管理費の立替	支払利息	5,479	その他の未払金	—
							借入金の返済	500,000	短期借入金	—
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,102,416	未収入金	97,251

（注 1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注 2）Invesco UK Ltd.およびInvesco Asset Management Ltd.は、平成24年７月31日にInvescoUK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。
（注 3）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
（注 4）株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり100,000円で発行しております。
（注 5）親会社の子会社からの資金の借入れについては、平成23年6月に返済を行いました。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	再委任投資顧問料の支払	278,879	その他の未払金	72,876
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,600,703	未収入金	40,894

（注 1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注 2）Invesco Asset Management Ltd.は、平成24年７月31日にInvesco UK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。ただし、取引金額は通年のものを記載しております。
（注 3）その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holding Company Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd. （ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
1株当たり純資産額 113,652円91銭 1株当たり当期純損失金額 △24,769円97銭	1株当たり純資産額 120,032円60銭 1株当たり当期純利益金額 6,378円18銭

（注）１．当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)（千円）	△860,855	255,127
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失金額(△)（千円）	△860,855	255,127
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
期中平均株式数(株)	34,754	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

前へ　次へ

第２ その他の関係法人の概況

その他の関係法人の概況については、該当事項が以下の内容に更新されます。

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成25年３月31日現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成25年３月31日現在)	事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000百万円	
ＰＷＭ日本証券株式会社	3,000百万円	

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年６月30日現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	70,416,143英ポンド (約10,583百万円※)	英国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

※英ポンドの円換算は、平成25年６月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝150.30円）によります。

2 関係業務の概要

<table>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。</td></tr>
<tr><td>再信託受託会社の概要</td><td><table>
<tr><td>名称</td><td>資産管理サービス信託銀行株式会社</td></tr>
<tr><td>資本金</td><td>50,000百万円(平成25年３月31日現在)</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr>
<tr><td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。</td></tr>
<tr><td>投資顧問会社</td><td>委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。</td></tr>
</table>

3 資本関係

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

前へ

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成25年７月３日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　大 木 一 昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 欧州エクイティファンドの平成24年11月20日から平成25年５月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ 欧州エクイティファンドの平成25年５月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年11月20日から平成25年５月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2.中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２５年５月３１日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会　御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 雅人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第２３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。